

多度津町子ども第三の居場所推進事業実施団体募集要領

1 趣旨

この要領に定める多度津町子ども第三の居場所推進事業（以下「本事業」という。）に係る募集は、本事業による補助を希望する団体を評価して、最も適切と思われるものを本事業の補助対象者として選定することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業名

多度津町子ども第三の居場所推進事業

(2) 事業内容

別紙1「多度津町子ども第三の居場所推進事業 業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 事業期間

ア 開設事業 令和6年度

イ 運営事業 開所後3年間

※ 実際の事業期間は、補助対象者決定後の所定の審査等により変動する。

また、本事業では開所後3年間の事業期間とするが、4年目以降も事業を継続するものとする。

(4) 補助上限額

ア 開設事業 5,000万円

イ 運営事業 月額120万円

※ 実際の補助額は、補助対象者決定後の所定の審査等により変動する。

3 スケジュール

公募開始から補助対象者選定までのスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

内 容	期 日 等
① 公募開始	令和6年4月3日（水）
② 質問提出期限	令和6年4月12日（金）
③ 質問回答期限	令和6年4月19日（金）
④ 事業提案参加申込書提出	令和6年4月26日（金）17時必着
⑤ 事業提案書提出期限	令和6年5月7日（火）17時必着
⑥ 審査委員会実施日	令和6年5月中旬
⑦ 審査結果通知日	令和6年5月下旬

※ただし、上記スケジュールは事務の都合等により、変更となる場合がある。

4 補助対象者の選定方法

補助対象者は、多度津町子ども第三の居場所推進事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、「5 審査概要」に基づき審査し、選定する。

5 審査概要

（1）参加資格要件

参加するものは、次の要件をすべて満たしている法人であること。

- ① 香川県内に主たる事務所を置く、非営利の法人であること。
- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ④ 最近 1 年間の法人住民税、固定資産税を滞納していない者であること。
- ⑤ 暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（2）審査基準

提出書類審査の内容について、別表審査基準を適用する。

6 質問の受付及び回答

実施要領などに関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

（1）受付期限

令和 6 年 4 月 12 日（金） 必着

（2）質問の提出方法

次のいずれかの方法で質問すること。

- ① 質問票（任意様式）を提出 ※ 郵送でも可
- ② 電子メール（E-mail : fukusi@town.tadotsu.lg.jp）
※ 電子メールの場合、期限までに電話によりメールの到着確認を行うこと。

（3）回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和 6 年 4 月 19 日（金）までに、多度津町ホームページに掲載して公表する。なお、電話又は口頭による個別回答は行わない。

※ 類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※ 補助対象者の選定に公平を保てない質問については、回答しないことがある。

7 事業提案参加申込書の提出

参加資格を持ち、企画提案に参加しようとする者は、事業提案参加申込書を次により

提出すること。

(1) 提出書類

事業提案参加申込書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和6年4月26日（金） 17時必着

(3) 提出先

〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

多度津町健康福祉課 こども支援係

E-mail : fukusi@town.tadotsu.lg.jp

(4) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

① 持参

② 郵送

※ 郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

※ 送料は参加申請者の負担とする。

③ 電子メール

※ 電子メールの場合、提出期限までに電話によりメールの到着確認を行うこと。

8 企画提案書等の方法

事業提案参加申込書を提出した者は、企画提案書等一式を次により提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書

(ア) 表紙（様式第2号）

(イ) 団体の概要（様式第3号）

(ウ) 役員名簿（様式第4号）

(エ) 応募の動機・人員体制・事業の取組方針（様式第5号）

(オ) 実施場所等（様式第6号）

(カ) 収支計画（様式第7号）

※ 作成に当たっては、別紙2「多度津町子ども第三の居場所推進事業 公募型プロポーザル 企画提案書作成要領」を参照すること。

※ 提出期限後の提案書等の差し替え、再提出は認めない。

(2) 提出部数

正本1部、副本（正本のコピーで可）5部

(3) 提出先

〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

多度津町健康福祉課 こども支援係

(4) 企画提案書の提出期限

令和6年5月7日（火） 17時必着

(5) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

- ① 持参
- ② 簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送
 - ※ 郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。
 - ※ 送料は参加申請者の負担とする。
 - ※ 町は、郵送及び宅配中の確認、追跡などの責任は負わないものとする。

(6) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された企画提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）及び第95条（錯誤）に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ 補助上限額を超えた提案
- ⑤ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

9 プレゼンテーション審査に関する事項等

プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づき、その内容を補完するものとする。
なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

(1) 事前審査

- ・提案者が多数の場合は、評価基準に基づき、企画提案書の事前採点（書面審査のみ）を行い点数が上位の者（3者）を選定する。
- ・事前審査終了後は、速やかに参加申請者全員に採点結果を通知する。
- ・なお、採点結果についての異議申立ては一切受け付けない。
- ・また、事前採点の得点はヒアリングには持ち越さないものとする。

(2) プレゼンテーション評価実施日

- ① 開催日 令和6年5月中旬
- ② 場所 多度津町役場 地域交流センター
- ③ 説明者 1者あたり2名までとする。
- ④ 説明時間 1者あたり25分間（説明15分質疑10分）とするが、提案者数に応じて変更する場合がある。
- ⑤ 説明資料 提出された企画提案書に限定し、追加資料の配布は禁止する。

(3) 補助対象者の選定

- ① プレゼンテーションを受けた後、審査委員会において各企画提案の内容について審議を行う。
- ② 第1順位の補助対象者が補助を辞退したときは、次点の者を補助対象者とする。
- ③ 総合得点満点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、補助対象者とししない。

- ④ プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。

10 審査結果の通知

審査結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、補助対象者については、多度津町のホームページにおいて公表する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

11 補助金交付に関する事項等

(1) 事業実施の申出

決定した補助対象者から提出された書類を基に、町と補助対象者との間で仕様書の内容等を協議時、所定の審査・手続きを経た後、町に事業実施申出書を提出する。したがって、企画提案時に提出した収支計画書の額が補助額になるとは限らないこと。

(2) 企画提案書等との関係

企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、補助金交付契約時の特記仕様書として扱うものとする。

ただし、本事業の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、町と補助対象者との協議により、補助金交付契約の段階で項目を追加、変更または削除することがある。

12 失格事項

- (1) 本プロポーザル参加にあたっては、競争を制限する目的で他の提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (2) 提案者は、契約候補者の選定前に、他の提案者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (3) 提案者は、審査員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めるなど、審査の公平性を害する行為を行ってはならない。

13 提出書類の取扱

- (1) 提案者が町へ提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、多度津町情報公開条例（平成 17 年多度津町条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (2) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (3) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者側の責において許諾を得た上掲載すること。

- (4) 提出書類については、追加・削除等は原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

14 その他

- (1) 公募型プロポーザルは、補助対象者を選定するものであることから、具体的な事業は、提案時に記載された内容を反映しつつも、本町との協議に基づいて実施すること。
- (2) プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (4) 提案者がなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- (5) 評価内容及び選定結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 提出書類・質問の作成及びヒアリングは日本語で行うものとする。

15 問合せ先

多度津町健康福祉課 こども支援係

住 所：〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

電 話：0877-33-1134

E-mail：fukusi@town.tadotsu.lg.jp